

仕様書（企画提案時）

本仕様書は、福岡市の「民生委員・児童委員の認知度向上、魅力発信プロモーション業務委託」（以下「本業務」という。）の提案競技に関し、提案に必要な使用を定めるものである。

提案競技の最優秀者との委託契約を締結する際には、福岡市と提案者が協議の上、契約用の仕様書を定めることとする。

1 委託件名

民生委員・児童委員の認知度向上、魅力発信プロモーション業務委託

2 事業目的

民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）は、地域住民の最も身近な相談相手であり、福岡市では、2,300名を超える民生委員が、地域住民の一員として住民からの様々な生活の困りごとや心配事への相談に応じた、適切な支援やサービスへの「つなぎ役」としての役割を担うほか、高齢者、障がいをお持ちの方の「見守り」や子育て中の方の「サロン活動」、子どもへの「あいさつ活動」など様々な場面で活躍している。

一方で、「民生委員についてよく知らない。」「民生委員活動は負担が重いので頼みづらさがある。」など、市民の民生委員活動への理解が十分でない側面がある。

本業務においては、「民生委員が地域を支える重要な役割を果たしていること」や「民生委員の魅力」などを市民に伝え、民生委員をより身近に感じていただくことにより、活動への理解が深まるとともに、民生委員の更なる活動の活性化につながるようなイベントを開催する。

3 履行期間

契約締結の翌日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

市内の大型商業施設等において、子どもから大人まで楽しく参加できるイベントを開催しながら、民生委員をより身近に感じてもらう機会をつくる。

(1) イベント開催

大型商業施設や街中のイベントスペースなどを活用し、民生委員についての認知度向上、活動内容の周知などの民生委員活動のPR活動を行う。また、イベントに参加できない市民や民生委員に向けた動画配信を行う。

(留意事項)

- ・市内の大型商業施設や街中のイベントスペースを活用し、土日祝日のいずれかで、1日開催すること。なお、開催時間は提案による。
- ・実施時期は、令和8年10月～12月で提案すること。(会場が確保できない等の理由がある場合、協議の上で決定することは可。)
- ・開催内容は、ステージイベント、集客ブース、企業ブースの活用など提案は自由。多くの方が楽しめる効果的なイベントを開催しながら、民生委員活動のPRにつなげること。
- ・イベント自体、またはイベントの合間を活用し、民生委員活動のPRをすること。
- ・イベントの事前告知のチラシの制作は必須とし、集客のための効果的な広報は提案による。
- ・動画配信は、YouTube や Web 配信の活用など提案によるが、ライブ配信とし、終了後も一定期間は視聴可能とすること。

(2) 啓発グッズの制作

イベント時に配布できる啓発グッズを作成の上、来場者に配布し、集客や民生委員活動のPRを行うこと。

(留意事項)

- ・グッズの内容は提案によるものとし、1種類以上用意すること。
- ・グッズの個数は5,000個を目安とする。
- ・グッズには、民生委員活動に資するPR内容を掲載すること。

(3) 効果検証

市民の民生委員の認知度や民生委員活動・地域福祉活動への関心度を図るための検証を行う。

(留意事項)

- ・イベント来場者の中からアンケートを行い、民生委員の認知度について確認すること。
- ・民生委員への理解促進を図るとともに、調査を円滑に実施するため、効果的なグッズを制作し、調査と併せて配布すること((2)の啓発グッズとは別途に用意すること。)
- ・調査手法は、アンケート調査など提案による。
- ・調査サンプルは、100件以上の回答を取得すること。

5 成果品

- ・報告書：紙1部及び電子データ
- ・(2)の啓発グッズ：仕様と見本

(留意事項)

- ・ 報告書の内容は、イベントの実施報告及びアンケート調査の集計内容を記載すること。
- ・ 啓発グッズについて、イベントでグッズが残った場合は、その余剰分も納品すること。

6 業務実施体制

- (1) 受注者は、業務を円滑かつ適正に進捗するため、適切に担当者を配置するとともに、業務全般にわたり統括及び管理を行い得る者を配置すること。
- (2) 受注者は、本市との協議等の主たる窓口となる者を業務遂行責任者として配置すること。

7 再委託について

- (1) 業務の再委託に際しては発注者と協議を行うこと。
- (2) 受注者は、本委託業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ書面により福岡市の承諾を得たときにはこの限りではない。
- (3) この仕様書に定める事項については、受注者と同様に、再委託先においても遵守するものとし、受注者は、再委託先がこれを遵守することに関して、一切の責任を負う。
- (4) 本委託業務等の再委託先である協力会社は、福岡市の競争入札参加資格者である場合、指名停止期間中及び排除措置中であってはならない。

8 その他留意事項

- (1) 本委託で納品された成果物（以下「成果物」という。）に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は、福岡市に帰属するものとする。
- (2) 受注者は、本委託の遂行（成果物を含む）にあたり、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の責任は、受注者が負うものとする。
- (3) 発注者は、成果物を福岡市や福岡市の関連団体等が実施する各種プロモーション活動等において活用できることとし、発注者が成果物を利用する際、受注者の承諾は不要とする。
- (4) 委託内容等については、提案競技時点におけるものであり、契約締結の際、受注者と協議のうえ変更を加えることがある。
- (5) 本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と協議の上、定めるものとする。
- (6) 実施にあたっては、関係法令、条例等を遵守すること。
- (7) 委託業務において知り得た市の情報等については、守秘義務を課すものとする。
- (8) 本事業の実施に伴い取得した個人情報を本事業以外で利用しないこと。
- (9) 特定の商品の販売・販売のあっせん、当事業以外の業務への勧誘を行うなど、事業の趣旨を逸脱する活動を行わないこと。
- (10) 個人情報及び情報資産の取り扱いについては、参考資料「個人情報・情報資産取扱特記事項」を遵守すること。